

第2回（1月下旬）

- ▶町の空き家の現状及び特定空家等の認定候補となる空き家の概要について説明します。
- ▶埼玉県空き家対策連絡会議が作成した「特定空家等判定方法マニュアル」を説明し、ご意見をいただきます。
- ▶第2回の会議では、特定空家等の判定方法を定めます。

第3回（2月下旬）

- ▶第2回で定めた特定空家等の判定方法を基に、特定空家等の認定候補とした空き家の判定を、優先順位を示した上で提示します。
- ▶町が提示する特定空家等の判定資料に対し、ご意見をいただきます。
- ▶第3回の会議では、特定空家等の判定について協議会の提言をまとめます。協議会の提言を受け、町は特定空家等の認定を行います。